

ゆりかご成育センター（障害児通所支援事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人英集会が設置するゆりかご成育センター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所支援の指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス（以下「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定通所支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業所は、障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重して、常に利用者及び障害児の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第82号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定通所支援を提供するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定通所支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ゆりかご成育センター

（2）所在地 岐阜市大字椿洞1104番地1

（事業所の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
児童発達支援 管理 責任者	1				障害特性や障害児の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言を行う。

指 導 員	1		1		計画に基づき障害児に対し日常生活上の支援、相談、介護等を行う。
保 育 士	3		0		計画に基づき障害児に対し日常生活上の支援、相談、介護等を行う。
(その他)					

2 その他、特別支援実施のため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士のいずれかが週 1～2 回程度しらゆり療育センターから派遣される。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(ただし、国民の祝日、年末年始及び法人の定めた休日を除く)

(2) 営業時間 9:00～18:00

(3) サービス提供時間

指定児童発達支援 9:00～15:00

指定放課後等デイサービス 15:00～18:00

ただし、学校の長期休暇時期は指定放課後等デイサービスに限り、サービス提供時間を 9:00～18:00 とする。

(利用定員)

第 7 条 事業所の利用定員は、25 名とする。またサービス提供単位ごとの定員は次のとおりとする。

指定児童発達支援 利用定員は、10 名

指定放課後等デイサービス 利用定員は、15 名

ただし、学校の長期休暇時期は指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを合わせて利用定員を 25 名とする。

2 事業所は、前項の定員を超えて事業の提供を行ってはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定通所支援を提供する主たる対象者)

第 8 条 障害児通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

指定児童発達支援 未就学障害児（身体障害児、知的障害児及び発達障害児）

指定放課後等デイサービス 障害児（就学児で小・中・高等部在籍の身体障害児、知的障害児、及び発達障害児）

(指定通所支援の内容)

第 9 条 事業所が提供する障害児通所支援の内容は次のとおりとする。

(1) 指定通所支援計画の作成

(2) 日常生活の支援

① 日常生活における基本的な動作の指導

② 集団生活への適応訓練

③ その他必要な支援

(3) お迎えサービス(放課後等デイサービス事業のみ)

事業所の所有する車両により、特別支援学校等へ利用者のお迎えを行う。

(保護者からの受領する費用の額等)

第 10 条 事業所は、指定通所支援を提供した際は、保護者から指定通所支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、保護者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 事業所は、第 2 項の支払いを受ける額のほか、指定通所支援において提供される便宜に供する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者が負担することが適当と認められるものについて保護者から徴収することができるものとする。

4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 事業所は、前 3 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

岐阜市 本巣市 山県市 瑞穂市 関市 大野町 北方町 揖斐川町

ただし、地域の実情、保護者の希望、その他障害児の状況により、上記以外の地域の利用も可とする。なお、放課後等デイサービスのお迎については、お迎え時間、距離等を勘案して決定する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 12 条 サービスを利用するにあたって、保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 13 条 事業所は、障害児の保護者の依頼を受けて、当該障害児が同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限額、又は令第 25 条の 6 第 1 項規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児の保護者及び障害児に対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応)

第 14 条 事業所の従業者は、指定通所支援の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定通所支援に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により、岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により実施する調査又はあっせんに協力するものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児又は保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者の選任及び設置をするなど必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 か月以内
- ② 継続研修 年 3 回程度

- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記

録を完結の日から5年間保存しなければならない。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。